

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画朽網西二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	朽網西二丁目地区地区計画		
位置	北九州市小倉南区朽網西二丁目地内		
面積	約0.9ha		
地区計画の目標	<p>当地区は、都心小倉から南東約9kmに位置し、南側に国道10号、東側に北九州臨空産業団地や北九州空港が近接するなど利便性に優れた地区である。</p> <p>当地区周辺には、北九州市住宅供給公社により開発された低層戸建住宅地が形成されている。</p> <p>このため、周辺の既存低層住宅とも調和した良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とし、必要な規制及び誘導を行うものである。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺地域との調和を図りつつ、用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、潤いのある低層戸建住宅地としての土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	建築物の用途、敷地規模、壁面の位置等必要な制限を定め、低層戸建住宅地としての良好な住環境の形成を図る。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(長屋を除く。)</li> <li>2 集会所又は公民館</li> <li>3 診療所</li> <li>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>5 薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</li> <li>6 前各項の建築物に附属するもの</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡。ただし、集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</li> <li>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの</li> <li>3 自動車車庫</li> </ol>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の居住環境に調和した落ち着いたものとする。</li> <li>2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものに限るとともに、周辺の美観を損なわないものとする。また、広告物又はこれを掲出する物件の表示面積の合計は、5㎡以内とする。</li> </ol>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの</li> </ol>

「区域は計画図表示のとおり」

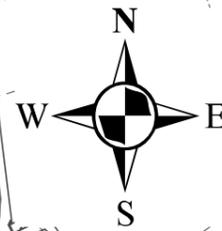
理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

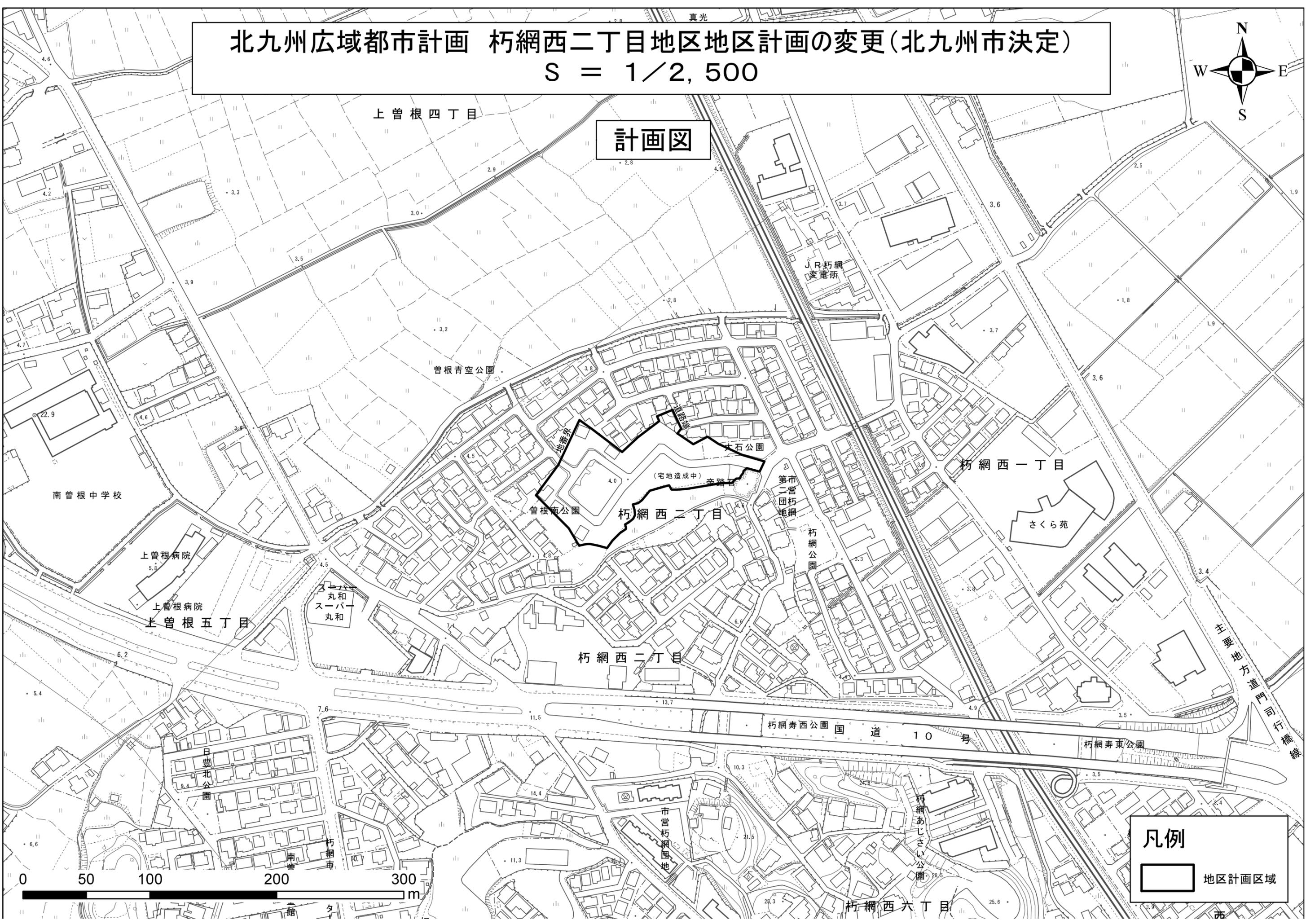
当初：平成20年10月10日告示 第377号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 朽網西二丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



## 計画図



### 凡例

 地区計画区域